

4. 障害者施策に関する情報提供等

各種障害者施策の状況について積極的に情報提供していくことは、施策を進める上で欠くことのできないものである。

2012年5月に設置された「障害者政策委員会」は、全国の障害のある人を始め関係者の関心が高く、会議運営に当たっても情報保障の観点から、2021年度においても積極的な情報提供に配慮した。

2021年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点からウェブ会議による開催とし、その際には、一般傍聴に代えて、会議の開始から終了までの全状況を会議の映像及び音声、手話通訳並びに要約筆記を合成した動画をリアルタイムで配信し、視聴できることとした。また、その動画を内閣府のホームページにおいて一定期間公開した。これに加え、会議資料を当日の会議開始と同時に内閣府のホームページに掲載するとともに、終了した会議については議事録を掲載している。

【内閣府ホームページ：https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/index.html】

また、障害者政策委員会の運営に当たっては、障害のある委員の参画に資するため、視覚に障害のある人のための資料の点訳の提供、聴覚に障害のある人のための手話通訳者の配置、要約筆記の提供などの配慮を講じている。

5. 障害者白書のマルチメディアディジー化

「障害者基本法」第13条に基づき、障害者のために講じた施策の概況について、毎年、政府が国会に提出する年次報告書である本「障害者白書」については、平成28年版障害者白書（平成27年度障害者施策の概況）より、視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格として用いられている情報システムである「マルチメディアディジー^(※)」版を作成し、内閣府のホームページにおいて公表している。

【内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r03hakusho/zenbun/index-w.html>】

※：マルチメディアディジー図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ（同期）させることができるため、使用者は音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で絵を見る等、一人一人のニーズに合った「読み」のスタイルを可能にするもの（デジタル録音図書）。視覚障害者のほか、学習障害、知的障害、精神障害等のある人にとっても、今後も有効なツールとなっていくものと考えられる。

〈マルチメディアディジーの特徴〉

- ・目次から読みたい章や節、任意のページに移ることが可能
- ・最新の情報圧縮技術で一枚のCDに50時間以上の収録が可能
- ・音声にテキスト、画像をシンクロ（同期）させることが可能
- ・再生ソフトの機能により、個々のニーズに合った読み方が可能

【内閣府ホームページ掲載例】



6. 教育・福祉における取組

(1) 学校教育における取組—交流及び共同学習の推進

障害のある幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があるだけでなく、障害のない幼児児童生徒や地域の人々を含めた周囲の大人が障害のある子供や障害に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

このため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を設ける旨が規定されているとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。文部科学省では、こうした取組がより一層進むよう、2019年3月には「交流及び共同学習ガイド」を改訂し、関係者にお示しするとともに、2020年11月には、「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を開催し、地方公共団体における実践事例の周知等を行い、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促している。また、2021年6月には、就学先決定やその後の学校生活に当たっての留意事項等を示した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を改訂し、交流及び共同学習の重要性等について明記している。

交流及び共同学習オンラインフォーラム



「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

【動画で紹介している取組実践例】

- | | |
|---------------|----------------------|
| 静岡県 | 外部機関と連携した交流及び共同学習 |
| 福井県 | ICTを活用した全県的な交流及び共同学習 |
| 仙台市 | 障害当事者との組織的な交流及び共同学習 |
| 南箕輪村
(長野県) | 副次的な籍を活用した交流及び共同学習 |
| 国土交通省 | バリアフリー教室の取組 |



静岡県: ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省: バリアフリー教室について

【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



TOPICS

発達障害及びその支援等に関する教育・福祉連携による情報提供の工夫

発達障害者支援法（平成28年6月3日法律第64号）では、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」と明記されている。この課題などを踏まえ、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（以下「報告」という。）が取りまとめられた。

報告の中で、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）においては主として教育分野における支援を、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）においては福祉分野における支援を、それぞれ研究し普及を進めており、両者のウェブサイトを保護者等が活用しやすいようにつながりを持たせるなど工夫すること、また、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策の検討をすることとされた。このための情報発信の工夫の一環として、文部科学省、厚生労働省の協力の下、独立行政法人特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターで運用する発達障害に関するポータルサイトとして「発達障害ナビポータル」を構築した。

発達障害ナビポータルでは、発達障害のあるご本人やご家族に向けた情報を中心に、その方々の暮らしを支える医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野に携わる方々が互いの思いや取組を十分に理解し、これまで以上に連携を強化するための情報も併せて掲載している。

発達障害ナビポータル（<https://hattatsu.go.jp>）



(2) 地域住民への広報・啓発

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、幼児児童生徒と教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

社会教育施設等における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、地域住民に対する精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を行っている。

7. ボランティア活動の推進

(1) 学校におけるボランティア教育

学習指導要領において、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。

また、高等学校等においては、生徒が行うボランティア活動などの学校外における学修について、校長が教育上有益と認めるときは合計36単位を上限として単位として認定することが可能となっている。

(2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、ボランティア活動等に関する広報・啓発活動、情報提供、研修事業等を実施している。

8. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始め公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国7か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響により介護等体験実習の実施を見合わせる事となったが、社会福祉施設職員へのインタビューや施設内の様子をまとめた研修用教材を作成し、効果的な研修の実施を図っている。

更生保護官署職員に対しては、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、障害のある人や障害特性に対する理解を深めるための講義等を実施し、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

法務省の人権擁護機関では、中央省庁等の職員を対象として、人権に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的とした「人権に関する国家公務員等研修会」を、また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象として、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした「人権啓発指導者養成研修会」を実施している。その中で、障害のある人をテーマとした人権

問題も取り上げている。これらの取組を通して、障害のある人の人権問題を含む各種人権問題への理解と配慮の必要性を訴えている。このほか、検察職員、矯正施設職員、入国管理関係職員及び裁判官・家庭裁判所調査官に対する研修等に講師を派遣し、法執行機関及び司法機関の職員の人権問題に関する理解と認識を深めることに努めている。

日本司法支援センター（法テラス）では、本部の担当職員が公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定するサービス介助士の資格を取得し、全国の職員が参加する研修で、障害のある人への支援の方法や、利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応方法等の知識を伝達し、各地の取組につなげている。さらに、各地で取り組んだ障害のある人への合理的配慮等を全国の職員間で共有することで、法テラス全体における職員の対応や事務所の環境の改善につなげている。

9. 障害者統計の充実

障害者政策の観点からは、我が国が批准した「障害者の権利に関する条約」により障害者統計の充実が求められているほか、統計整備の観点からも、国連統計委員会は障害に関するデータ収集及び手段の精査を要請しており、国内でも「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅲ期）（令和2年6月閣議決定）において施策上のニーズ等を踏まえた障害者統計の充実が求められている。こうした状況の下、障害のある人と障害のない人との比較を可能とする統計データを整備する観点から、我が国の統計調査に導入可能な障害のある人を捉える設問について検討することを目的として、2019年度に、国際的に用いられている設問セットの比較等を含めた評価分析を内容とする調査研究を行った。同調査研究では、障害のある人を捉える設問に関する調査と、国際的な動向の把握を実施した。

この調査研究の報告書では、調査研究の結果を踏まえ、今後の障害者統計の在り方について、2022年度までの実施を目途に、例えば国民生活基礎調査や社会生活基本調査といった既存の基幹統計調査等について、障害のある人を捉える設問を導入すること及びその場合の具体的な設問の在り方を検討することが望まれるとした。

これを踏まえ、2020年度以降、関係省庁において具体的な検討を行った結果、総務省では、2021年に実施した社会生活基本調査において、日常生活への支障の有無による生活時間の違いなどを把握することとし、2022年内に調査結果の公表を予定している。また、厚生労働省では、2022年に実施する国民生活基礎調査において、ワシントングループ（国連統計部シティ・グループの1つであり、各国の政府統計局や障害に関する国際組織の職員によって構成されている組織）の設問により日常生活における機能制限の程度に関する状況を新たに把握することとし、調査実施の準備を進めている。